

熊本市体育施設等使用料減免要綱

制定	平成13年	6月22日市長決裁
改正	平成15年	7月30日市長決裁
改正	平成19年	6月22日市長決裁
改正	平成21年	5月28日市長決裁
改正	平成22年	3月19日市長決裁
改正	平成24年	3月30日市長決裁
改正	平成24年	8月31日スポーツ振興課長決裁
改正	平成25年	8月9日市長決裁
改正	平成26年	3月28日市長決裁
改正	平成27年	3月27日市長決裁
改正	令和6年	5月13日スポーツ振興課長決裁
改正	令和7年	8月28日市長決裁
改正	令和7年	10月27日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる条例の規定に基づき、熊本市のスポーツ施設使用料の減免について必要な事項を定め、市民に利用しやすいスポーツ環境を提供することにより、熊本市の生涯スポーツ振興施策の一環として、市民の競技力向上並びに障害者及び高齢者等の社会参加と健康づくりの促進並びに地域コミュニティに根ざした団体の活動の促進等を図るものとする。

- (1) 熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第21条
- (2) 熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）第6条
- (3) 熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和61年条例第10号）第8条
- (4) 熊本市総合屋内プール条例（平成10年条例第2号）第8条第3項

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 前条各号に掲げる条例中に規定されるスポーツを行うことを目的として利用に供する施設をいう。
- (2) スポーツ活動 スポーツをするのみならず、スポーツを見たり、学んだり、ボランティアとしてスポーツをする人をささえたりといったスポーツに関する様々な活動をいう。
- (3) スポーツ大会 スポーツ競技大会をいう。ただし地域を限定するなど参加者が限られる大会を除く。
- (4) スポーツイベント スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツに関する研修会など、スポーツに関して特別に開催される行事をいう。
- (5) 行事 スポーツに関すること、または社会教育活動や地域活動などスポーツ以外に関して特別に開催される活動をいう。ただし、反復して行う練習等は除く。
- (6) 個人使用料 第1条各号に掲げた条例中に規定される使用料で、利用者1人あたりに課される料金をいう。
- (7) 一部使用料 第1条各号に掲げた条例中に規定される使用料のうち、テニスコートや武道場における1面やプールにおける1コースのようにスポーツ施設内の一部について他の利用者と区分して排他的に使用する場合に課される使用料（1面のみ有するスポーツ施設における使用料を含む）をいう。
- (8) 全面使用料 第1条各号に掲げた条例中に規定される使用料のうち、個人使用料並びに一部使用料以外のもので、スポーツ施設内のプール全体や体育館全体のように1種類の施設区域全体を専用して使用する場合に課される使用料をいう。
- (9) 照明設備等使用料 照明（設備等）使用料、冷暖房設備使用料、電源装置使用料、付属設備使用料（大型映像装置や競技用器具など）をいう。

(個人使用料の減免)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者がスポーツ活動を行うために別表第1に掲げるスポーツ施設を利用する場合に、個人使用料を免除することができる。

- (1) 施設利用時において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

- (2) 施設利用時において、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (3) 施設利用時において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のうち、介助を必要とする重度障害者（身体1種、療育A1・A2、精神1級）の介助者（介助者が2人以上いるときは、1人に限る。）
- (5) 施設利用時において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (6) 施設利用時において、満70才以上の熊本市民である者
- (7) 施設利用時において、国民スポーツ大会に熊本県代表選手として出場することが決定している熊本市民及び熊本市内に勤務または通学する者。ただし、出場種目の練習とし、期間は大会開催日前の30日間とする。
- (8) 施設利用時において、熊本県民体育祭に熊本市代表選手として出場することが決定している者。ただし、出場種目の練習とし、期間は大会開催日前の30日間とする。
- (9) 施設利用時において、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に熊本市代表選手として出場することが決定している者。ただし、出場種目の練習とし、期間は大会開催日前の30日間とする。
- (10) 熊本市立小中高等学校が、体育館等の施設建て替え又は運動場改修工事等に伴う期間の学校運動部活動等で教育委員会が認めるもの。

（熊本市総合体育館・青年会館及び熊本市総合屋内プール使用料の減免）

第4条 市長は、次に掲げる行事等において、別表第2に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料並びに照明設備等使用料を免除することができる。

- (1) 熊本市または熊本市教育委員会が主催する行事
 - (2) 熊本市立小中高等学校が、体育館等の施設建て替えによって代替的に使用する体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を含む。）及び学校運動部活動で教育委員会が認めるもの
- 2 市長は、次に掲げる授業等において、別表第2に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料を免除することができる。ただし、照明設備等使用料は減免しない。
- (1) 熊本市内小中学校の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を除く。）
 - (2) 熊本市小学校体育連盟、熊本市中学校体育連盟、熊本県小学校体育連盟または熊本県中学校体育連盟が主催する市規模以上のスポーツ大会
 - (3) 障害者団体等が主催し、障害者のために開催され、相当数の障害者が参加する市規模以上のスポーツ大会
- 3 市長は、次に掲げる授業等において、別表第2に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料の半額を免除することができる。ただし、照明設備等使用料は減免しない。
- (1) 熊本市内高等学校の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を除く。）
 - (2) 熊本県高等学校体育連盟が主催する県規模以上のスポーツ大会
 - (3) 熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する市規模以上のスポーツ大会
- 4 市長は、熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が、第3条第1項第7号から第9号に掲げる者の出場種目に係る団体練習を主催するために、別表第2に掲げるスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催日前の30日間とし、照明設備等使用料は減免しない。

（その他の社会体育施設の使用料の減免）

第5条 市長は、次に掲げる行事等において、別表第3に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料並びに照明設備等使用料を免除することができる。

- (1) 熊本市または熊本市教育委員会が主催する行事
 - (2) 熊本市が認める総合型地域スポーツクラブが、その存する小中学校区のいずれの学校校庭にも夜間照明のない場合に小中学生のみを対象として主催する夜間に行うスポーツ活動
 - (3) 熊本市立小中高等学校が、体育館等の施設建て替えによって代替的に使用する体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を含む。）及び学校運動部活動で教育委員会が認めるもの
- 2 市長は、次に掲げる授業等において、別表第3に掲げるスポーツ施設を利用する場合、全面使用料または一部使用料を免除することができる。ただし、照明設備等使用料は減免しない。
- (1) 熊本市立小中高等学校、市立専修学校並びに市立幼稚園の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等の行事を含む。）
 - (2) 熊本市内小中高等学校の体育の授業（運動会、体育大会、記録会及び遠足等を除く。）
 - (3) 熊本市小学校体育連盟、熊本市中学校体育連盟、熊本県小学校体育連盟または熊本県中学校体育連盟が主

催する市規模以上のスポーツ大会

- (4) 熊本県高等学校体育連盟または熊本県高等学校野球連盟が主催する県規模以上のスポーツ大会
 - (5) 障害者団体等が主催し、障害者のために開催され、相当数の障害者が参加する市規模以上のスポーツ大会
 - (6) 熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する市規模以上のスポーツ大会
- 3 市長は、熊本市スポーツ協会に加盟する競技団体が、第3条第1項第7号から第9号に掲げる者の出場種目に係る団体練習を主催するために、別表第3に掲げるスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催日前の30日間とし、照明設備等使用料は減免しない。

(減免の手続)

第6条 個人使用料の減免を申請しようとする者は、次の書類等のいずれかを利用するスポーツ施設の窓口に提示しなければならない。

- (1) おでかけICカード
 - (2) 身体障害者手帳
 - (3) 療育手帳
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳
 - (5) 被爆者健康手帳
 - (6) その他、年齢を証明するもの
 - (7) 国民スポーツ大会、熊本県民体育祭又は全国健康福祉祭（ねんりんピック）の選手団名簿
- 2 施設使用料等の減免を申請しようとする者は、使用許可申請書とともに熊本市体育施設等使用料減免申請書（様式第1）（減免申請書という。以下同じ）に減免の要件を満たすことを証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき使用料の減免を決定したときは、その旨を使用者に通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町との廃置分合に伴う経過措置)

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「編入日」という。）から平成27年3月22日までの期間において、旧鹿本郡植木町在住の者が植木総合スポーツセンター、植木弓道場、植木総合スポーツセンター公園、吉松スポーツ公園、田原スポーツ公園の施設をその期間内において使用する場合には、この要綱の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は平成24年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成25年10月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に旧富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の熊本市体育施設等使用料減免要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この要綱は平成26年4月7日から施行する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は令和6年5月13日から施行する。

付則

この要綱は令和7年9月1日から施行する。

付則

この要綱は令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

熊本市総合屋内プール（プール・スケートリンク・トレーニング室） 熊本市総合体育館・青年会館（室内温水プール・武道場・弓道場・トレーニング室） 武蔵塚武道場（武道場） 北部武道館（武道場） 川尻武道館（武道場） 南部総合スポーツセンター（武道場・弓道場・アーチェリー場・プール） 熊本市城南B&G海洋センター（プール） 植木弓道場（弓道場） 植木総合スポーツセンター（武道場） 坪井川緑地運動施設（多目的運動広場） 北岡自然公園（弓道場） 水前寺競技場（競技場） 田迎公園運動施設（室内温水プール・武道場） 五福小学校（プール） 城南総合スポーツセンター（トレーニング室）

別表第2（第4条関係）

熊本市総合屋内プール（メインプール・飛込プール・サブプール・メインリンク・サブリンク・他目的フロア） 熊本市総合体育館・青年会館（大体育室・中体育室・小体育室・室内温水プール・武道場・弓道場）

別表第3（第5条関係）

坪井川緑地運動施設（多目的運動広場・野球場・テニスコート）
田迎公園運動施設（中体育室・小体育室・室内温水プール・運動広場・武道場・テニスコート）
南部総合スポーツセンター（テニスコート・体育館・グラウンド・武道場・弓道場・アーチェリー場・プール）
託麻スポーツセンター（テニスコート・体育館）
城山運動施設（テニスコート・体育館）
天明運動施設（テニスコート・体育館・グラウンド）
清水新地コート（テニスコート・体育館）
龍田体育館（体育館）
明德体育館（体育館）
北部体育館（体育館）
清水スポーツセンター（体育館）
河内グラウンド（グラウンド）
武蔵塚武道場（武道場）
北部武道館（武道場）
川尻武道館（武道場）
庄口地区運動施設（運動広場・テニスコート）
北岡自然公園（弓道場）
清水新地公園（野球場・運動場）
北部公園（野球場・運動場・テニスコート）
今熊公園（野球場・運動場）
飽田公園（野球場・運動場）
水前寺野球場（野球場）
水前寺競技場（競技場）
新屋敷公園（テニスコート）
熊本城公園（テニスコート）
熊本市城南B＆G海洋センター（体育館）
城南総合スポーツセンター（体育館・多目的室・テニスコート・グラウンド・弓道場）
塚原グラウンド（グラウンド）
植木中央公園運動施設（体育館・テニスコート・グラウンド・多目的室）
植木総合スポーツセンター（体育館・武道場）
植木弓道場（弓道場）
植木総合スポーツセンター公園（運動場・テニスコート）
吉松スポーツ公園（運動場）
田原スポーツ公園（運動場）
富合雁回館（体育館）
富合屋外運動場（グラウンド）
雁回公園（野球場・運動場）
城山公園（野球場・運動場・テニスコート・フットサルコート）

熊本市体育施設等使用料減免申請書

熊本市長 (宛)

申請者	住所 (所在地)	
	団体名	
	代表者氏名	
	責任者氏名	(TEL)

次のとおり体育施設等使用料の減免について申請します。

大会名 ()
施設名 ()

設備名	使用区分 (全面・半面など)	種目	(延べ) 使用人員
			人
使用日時			使用料
年 月 日 ()	:	~ :	円
年 月 日 ()	:	~ :	円
年 月 日 ()	:	~ :	円

設備名	使用区分 (全面・半面など)	種目	(延べ) 使用人員
			人
使用日時			使用料
年 月 日 ()	:	~ :	円
年 月 日 ()	:	~ :	円
年 月 日 ()	:	~ :	円

*****以下は記入しないで下さい。*****

減免理由	熊本市体育施設等使用料減免要綱 第 条 第 項 第 号による使用料免除 (全額・1/2)		
使用料計	円	*大会内容 (大会規模、対象者など) がわかる要綱等の添付をお願いします。	
減免額	円		

適用規定	○熊本市体育施設条例第 6 条	○熊本市都市公園条例第 21 条
	○熊本市総合体育館・青年会館条例第 8 条	
	○熊本市総合屋内プール条例第 8 条第 3 項	